

看護基礎教育における性に関する学習 —セクシュアリティの視点から近代の看護書の記述 (陰部洗浄) を分析する—

水野昌子* 福田博美** 藤井紀子***

*公立瀬戸旭看護専門学校

**養護教育講座

***愛知教育大学非常勤講師

A Study Concerning Sexuality in the Basic Nursing Education — An Analysis of Description The Private Parts Washing in Modern Nursing Books from Sexuality Viewpoint —

Masako MIZUNO*, Hiromi FUKUDA** and Noriko FUJII***

*Seto-Asahi Nursing college, Seto 489-0058, Japan

**Department of School Nursing and Health Education, Aichi University of Education, Kariya 448-8542, Japan

***Part-time Lecture of Aichi University of Education, Kariya 448-8542, Japan

I. はじめに

看護基礎教育の専門領域の基礎看護学においては、日常生活の援助技術で教授される清潔の項目の1つとして陰部ケアがある。また、厚生労働省の示している「臨地実習において看護学生が行う基本的な看護技術の水準」¹⁾の項目として陰部ケアは水準1(教員や看護師の助言・指導により学生が単独で実施できるもの)となっている。このように陰部ケアは重要な看護ケアの1つであり、方法としては、陰部清拭と陰部洗浄があるが、近年では陰部洗浄が用いられる事がほとんどである。陰部洗浄とは、外陰部、会陰、肛門周囲を洗浄することである²⁾が、患者にとっては、清潔の意味だけでなく、恥となる経験でもあり、セクシュアリティの意味合いをもつ看護行為でもある^{3,4)}。そこで、職業的女性看病人が誕生した近代(明治維新から保健婦助産婦看護婦令(甲種・乙種)令前まで)の看護書から陰部ケアの歴史を読み解くことで内在されているセクシュアリティの看護について検討した。

尚、「看護婦」は平成14(2002)年3月施行の保健師助産師看護師(現行)法(以下、保助看法)の改正より「看護婦(士)」が男女の区別を廃止した「看護師」に名称が変更された。しかし、近代日本では、保助看法は施行されていないので、用語の用い方としては、「看護婦」を用いるが、文脈上の必要において「看護者」

「看病人」「看護婦(士)」「看護師」などのいずれかを用いている。

II. 方 法

明治・大正・昭和(保健婦助産婦看護婦(甲種・乙種)令前まで)時代には出版された本で、看護と書名に書かれたものを国会図書館及び愛知教育大学附属図書館にて検索した。さらに、本を閲覧し、清拭について記述のあった本14冊を分析対象文献とした。

文献の清潔の章を精読し年代順に整理し、陰部ケアに関する章立てを抽出し表にした(表1)。各看護書について、看護師養成が大きく変化した3つの時期(看護婦規則が作成される前、東京府看護婦規則が制定され全国的な看護師資格が出来る前、全国的な看護師資格が出来てから保健婦助産婦看護婦法令(甲種・乙種)令前まで)に分け分析した。

表1 分析対象文献

発刊年	書名	章
(1) 1896(明治29)年	日本赤十字社看護人教科書	第三編看護法 第十三章 一般看護法(九)患者身體清潔法
(2) 1902(明治35)年	増訂日本赤十字社看護婦人會教程	第二教育看護法 第五章治療介種 (三)浴法
(3) 1905(明治38)年	看護學全書	看護法 第五章患者/身體清潔法
(4) 1908(明治41)年	臨牀看護法	第一編看護法 第一章 一般看護法 二十七患者と清潔
(5) 1908(明治41)年	新撰看護學	看護法 衛生上の注意 第五患者の清潔法
(6) 1908(明治41)年	近世看護學	看護學 第一編総論 第三章患者身體清潔法
(7) 1910(明治43)年	看護教程(二種)	一般/看護 第九患者/清潔
(8) 1914(大正3)年	看護學	第六章 重要な介助 第七節 患者身體の清潔法
(9) 1915(大正4)年	看護教程上巻	第二患者/清潔法 五四九
(10) 1925(大正14)年	近世看護學教科書下巻	第五編 一般看護法第三章患者身體の清潔
(11) 1926(大正15)年	實地看護法	第十五 洗拭及浴法(1)洗拭法
(12) 1942(昭和17)年	近世看護學教科書	第五章患者身體の清潔
(13) 1943(昭和18)年	新看護學	第三編 一般看護法 第五章患者の清潔法
(14) 1947(昭和22)年	看護學教科書上巻	一般看護法 第六章患者身體/清潔法 五、失禁者の清潔

Ⅲ. 看護師免許制度前（明治元年～明治33年「東京府看護婦規則」前まで）

女性看病人は、1868（慶応4＝明治1）年から始まった戊辰戦争の中で、新政府軍の負傷兵士の看護に女性が採用されたときに誕生した。以降、大病院において女性の看病人が採用されていくが、正式の看護教育は実施されていなかった⁵⁾。明治18年以降、看護婦養成所が設立され近代の看護教育が始まったが、都市に集中したものであった。

一方、日清戦争が終了して、看護婦という職業が世に知らしめられて看護婦希望者が急増した。さらに、濃尾大地震など自然災害や急性感染症の蔓延に伴い派出看護婦の需要が高まった。地方においても感染症看護を目的として2～3ヶ月での看護婦養成がなされたが、当時の新聞の調べでは「病床日誌等を記し得ざる全くの無学者」（婦女新聞、明治33年7月2日付け）も半数弱、看護婦として職についていた⁶⁾。

（1）日本赤十字社看護人教科書⁷⁾

①記述内容

第三編看護法 第十三章 一般看護法（九）患者身體清潔法

三 患者遺尿、遺尿シタル牛ハ直ニ之ヲ拭ヒ去リ次テ汚レタル部ヲ洗拭シテ清潔ニシ温メタル襦衣ヲ着セシメ褥布等ヲ交換スヘシ但シ褥瘡アル者ハ殊ニ之ニ注意シテ清潔ニスヘシ

②分析

本看護書は漢字カタカナ交じりルビなしの文体で書かれ、高学歴者を対象としていたことが推測された。陰部の表記はないが、失禁時に直ちに洗拭（せんしょく）することが記されていた。洗拭とは洗いぬぐって、きれいにする⁸⁾とあるが、現在行われている陰部洗浄をさすのか清拭と同意で用いられているのかは不明であった。

排泄物を取り除くことのみが記述がされ、陰部という特定の部位の表記はなかった。実施時に留意することは、温めた下着の着用のみで、セクシュアリティに配慮する記述はなかった。

Ⅳ. 全国的な看護師資格の制定前（明治33年「東京府看護婦規則」～大正4年「内務省令看護婦規則」以前）

1990（明治33）年の「東京府看護婦規則」で派出看護婦を対象とした資格が初めて制定された。さらに、東京府にならい、29の府県で同様の看護婦規則が発令された。「東京府看護婦規則」では、看護師の資格は満20歳以上で、東京府の看護婦試験に合格した者に与えられた。また、この規則には官公私立病院の看護師には医師の指導下にあるからという理由で規則は適

用されなかった。翌年規則が改正され、3年以上の看護婦養成所の卒業者には無試験で免許が与えられた。1990（明治33）年の第1回東京府看護婦試験問題は「伝染病に対する看護婦の予防法」⁹⁾であり、以降も伝染病への対応の問題が出題されていた。また、1990（明治33）年の東京府看護婦規則制定の少し前から、1915（大正4）年内務省令看護婦規則発令頃の15年間に集中して、医師らによる看護書や看護婦試験問題集などが多数出版された¹⁰⁾。

しかし、1989（明治32）年には産婆規則、1996（明治39）年には医師法が制定され、医療従事者の法律整備がすすめられていたが、看護婦については、大正4年まで看護婦養成所や看護婦講習会が統一された規則のないまま運営されていた¹¹⁾。

（2）看護学全書¹²⁾

①記述内容

第六項

又大小便失禁スル患者ニ在テハ其都度直チニ是ヲ清拭シテ清潔ニシ且ツ汚レタル綿、綿紗若クハ褥布等ヲ清潔ノモノト交換スル「ヲ怠ルヘカラス、

②分析

陰部の表記はなく、失禁時に直ちに清拭することが記されているが、セクシュアリティに配慮する記述はなかった。

（3）増訂日本赤十字社篤志看護婦人会教程¹³⁾

①記述内容

第四章一般看護法病者看待

（五）患者ノ身體ハ常ニ可及的清潔ナラシムルヲ要スルカ故ニ毎朝顔面及ヒ手指ハ必ス洗滌セシメ齒ヲ磨キ口中ヲ漱カシムヘシ若シ患者自ラ之ヲ為シ能ハサル牛ハ看護者ハ布片ヲ濡潤シ指頭ニ纏フテ口中ヲ清拭スヘシ且ツ頭髮ハ殊ニ婦人ニ於テハ静ニ梳リ散亂膠着セサル様ニ注意シ其他醫士ノ命ヲ受ケテ時々入浴セシムルヲ良ト巢但シ共方法及ヒ浴湯ノ種類ニ就テハ後ニ詳ナリ

第二教看護法 第五章治療介輔

（三）浴法

13) ……前略、一種座浴ナル者アリ之ニハ特別ノ浴盤ヲ用ヒテ臀部ヲノミ浴セシムルノ法ナリ但シ半身浴ヲ以テ之ニ代フルモ可ナリ

②分析

身体の清潔として、毎朝の洗顔、手洗い、歯磨きを推奨し、自分で行えないときは看護者による口腔清拭を求めており、婦人には整髪も重視しているが、陰部に関する記述はなかった。また、医師の指示による入浴法を推奨しており、浴法の中に、臀部の記述はあった。しかし、留意事項として、セクシュアリティに配慮する記述はなかった。

(4) 新撰看護学¹⁴⁾**①記述内容**

看護法 衛生上の注意 第五病者の清潔法

二 病者は病症上支障なき限り屢々入浴せしむべし又入浴し能はざる者に在ては顔面、上肢軀幹、下肢等順次石鹼水又は温湯を手中浸して適宜に絞りたるを以て清潔すべし蓋し一定の浴室装置在る場合の外室内に於て之を爲すときは風なくして温暖なる晴天の日を撰んで之を行ふ者とす

②分析

日本赤十字看護人1回生の著作であり、他の書と比較して清拭部位が細かく分けて記述されていた。しかし、陰部の記述はなく、清拭部位の下肢等の表現の中に陰部も含まれるのかは不明であった。留意事項としては、隙間風と室温に配慮する表記があったが、セクシュアリティに配慮する記述はなかった。

(5) 臨牀看護法¹⁵⁾**①記述内容**

第一編看護法 第一章一般看護法 二十七患者と清潔

廿七、患者と清潔。病者は不潔になり易きものをを以て看護者は各處置に就ては細心注意して常に清潔を保たしむべし即ち日々口中、顔面等の洗滌時々入浴又は温湯を持って清潔する等決して怠るべからず

②分析

陸軍薬剤師が編纂にあたっており、看護従事者および一般家庭人向けに書いたとあるが、専門用語が多く家庭看護書として一般の人にも読まれたのか疑問視するむきもあった¹⁶⁾。顔面等に陰部も入っているのかもしれないが、他の文献と同様に陰部の表記はなかった。清潔は必要だとしているが、実施する際の留意事項については何も記されていなかった。

(6) 近世看護学¹⁷⁾**①記述内容**

看護学 第一編総論 第三章患者身體清潔法

患者の身體を清潔にすることは治療上甚だ重要なことである又患者に取りて此の上もなき愉快なる慰めとなるものであるから諸姉は醫師の許可を得て出来るだけ清潔にしてやらねばならない

清潔の方法は入浴が尤も良いが只多くの輕症患者に適するのみである尤も重症でも醫師の許可さへあれば差支へはない然し重症者は入浴することが出来ないから看護者は是非其他の方法を以て清潔に保たしめねばならない其方法は清拭するが第一である先づ室内を温暖ならしめ温湯を以て絞りたる「タオル」又は手拭を以て頭より拭き始め顔頭に及び次で胸腹を拭ひ次ぎに襯衣を脱し脊を拭ふ拭ひ終りたる時は新しき襯衣と交換し襯衣を着せしめたら腰邊より下腿に及び陰部は殊に不潔なるを以て十分に清拭せねばならぬ遺尿遺糞等

ある患者は殊更に叮嚀に清拭してほしい

汚物又は垢を以て甚だしく汚れたるものは石鹼水又は温「アルコール」を以て清拭すれば最も適當である

②分析

清拭部位に陰部が表記されている初めての文献であった。陰部は不潔だから十分に清拭しなければならず、失禁患者は殊更に丁寧に清拭してほしいと陰部の特殊性を言及していた。清潔の効用として、愉快なる慰めと、精神的効果の記述が初めてなされていた。対象者の清潔は、醫師の許可を得ることとされているが、患者の重症者には清拭を選択することが示されていた。清拭の物品としてタオル又は手拭が初めて記述されていた。また、汚染がひどい場合は石鹼水または温アルコール清拭も推奨されていた。清拭時の留意事項としては、室温温暖で温湯で実施することが記されていた。

今までの文献よりも、手順(拭く部位と衣服の交換)が細かく記述されていた。とくに、衣服の交換については、膚の露出を少なくする配慮が読み取れたが、これがセクシュアリティ(羞恥心)への配慮なのか、従来からの保温への配慮なのかは不明であった。

(7) 看護教程(二種)¹⁸⁾**①記述内容**

一般ノ看護 第九患者ノ清潔

患者ノ身體ヲ清潔ニスルハ治療上重要ノコトナリ入院シタル患者ノ身體汚レタルトキハ湯ト石鹼トニテ拭フヘシ(中略)患者遺尿或ハ遺尿シタルトキハ汚物ヲ拭ヒ去リ次ニ汚レタル處ヲ洗ヒ温メタル衣服ヲ著セ敷布等ヲ換フヘシ此ノ際褥瘡ノ發シ易キ部位ニ注意スヘシ

②分析

物品は、湯と石鹼であった。陰部の表記はなかったが、失禁時は、汚物を拭ったのち、洗うという方法について初めて記述されていた。これは、今までの文献とは異なり、清拭ではなく陰部洗浄が実施されていたことを示すものと推測された。また、留意事項として、今までの文献にもあった温めた衣服の着用の記述があった。

(8) 看護學¹⁹⁾**①記述内容**

第六章 重要な介助 第七節 患者身體の清潔法

皮膚毛髪の清潔が、健康者に必要なるが如く、患者にも亦必要なるに、世には患者身體の清潔法を怠るもの多きは概すべきの事どもなり、蓋し斯の如きは多くは患者及家族の誤解無智等より来り、或は如何にして病體を清潔にすべきやを知らざるに坐するものなり。(中略)患者の手足は大抵隔日一回、温湯に浸してしぼりたる布片にて清拭すべし、膝關節以下の甚しく汚た

る時は、温湯にて洗ふも宜し。温湯の代りに、酒精と湯と等分の液を「ガーゼ」に浸して摩擦する時は、皮膚の清潔と消毒とを兼ねるの益あり。軀幹も亦隔日若くは二日置位に以上の法によりて清潔にすべし。四肢軀幹等を清むる際には、上章臥牀交換時に注意したるが如く、室内を温暖にし患者をして寒氣を覺えざる様にすべし。

②分析

患者身体の清潔法を怠るのは、患者及び家族の誤解無智、或は清潔の実施方法を知らないためとしていた。

清拭頻度は、四肢は隔日、体幹は隔日若しくは2日おきと記されていたが、陰部の表記はなかった。

膝関節以下の汚染が甚だしい部位は、温湯とアルコール（酒精）の等分の液をガーゼで摩擦する方法が記述されていた。室内温暖で患者が寒氣を覺えざるという患者の感覚について配慮すべき記述がなされていた。しかし、セクシュアリティへの配慮についての記述はなかった。

(9) 看護教程上巻²⁰⁾

①記述内容

第二患者ノ清潔法 五四七

身體ノ清潔ハ患者ニモ看護者ニモ重要ナリ 入院シタル患者ノ體汚レタルトキハ湯ト石鹼トニテ拭フヘシ
第二患者ノ清潔法 五四九

傳染病者瘰エタルトキハ爪ヲ剪リ手ヲ消毒シ加温昇汞水ニテ體ヲ拭キ然ル後石鹼ヲ用井テ全身浴ヲ行ヒ衣服ヲ更フヘシ

患者遺尿若ハ遺尿シタルトキハ汚物ヲ拭キ去リ次ニ汚レタル處ヲ洗ヒ温メタル病衣を著セ敷布等ヲ換フル等ノコトヲ爲スヘシマタ此ノ際褥瘡ノ發シ易キ部位（第五五九參照）ニ注意スヘシ

②分析

物品は、湯と石鹼であった。伝染病患者の記述の後に、失禁者があり、内容は7) 看護教程（二種）と同様に陰部洗浄と推測される記述があったが、陰部の記述はなかった。

(10) 近世看護學教科書下巻²¹⁾

①記述内容

第五編一般看護法第三章患者身體の清潔

(ハ) 股間は常に注意して清潔となし、失禁者に在つては、時々温濕布にて拭浄することを怠つてはならぬ。

②分析

陰部はないが、股間の表記が初めてあった。また、留意事項として股間は常に注意して清潔にし、失禁者に対しては、時々温濕布の清拭と記されていたがセクシュアリティへの配慮の記述はなかった。

V. 全国的な看護師資格ができてから保健婦助産婦看護婦（甲種・乙種）令前まで（大正4年～昭和22年7月）

内務省看護婦規則は、全国的な看護師資格の統一を実現し、昭和22年まで継続した。看護師免許を取得するには年齢18歳以上（満16～17歳）で①地方長官の指定した看護婦学校または講習所を卒業した人②地方長官の行う看護婦試験に合格した人の2通りのコースとなった。しかし、昭和16年に看護婦規則が改正され、免許取得年齢の18歳以上は17歳（満15～16歳）以上と繰り下げられた。続いて昭和19年には免許取得年齢はさらに16歳（満14～15歳）に引き下げられた。地方長官の行う看護師試験の受験者は、尋常小学校卒業以上で医師のもとで1年以上看護を学んだという医師の証明が必要であった。しかし、昭和19年の同法律の改正で検定試験受験資格特例として、医師のもとでの経験は、女子中等学校を卒業者が3ヶ月以上、その他は6ヶ月以上となった²²⁾。

看護婦規則制定の2ヵ月後、1915（大正4）年に「私立看護婦学校看護婦教習所指定標準ノ件」（内務省訓令）が定められた。それまで、各都道府県別に定められていた看護婦学校又は看護婦講習所における教育内容が標準化された。教育内容は、人体の構造及主要器官の機能、看護方法、衛生及伝染病大意、消毒方法、包帯術及治療器械取扱法大意、救急処置という看護師試験科目に修身を加えた科目を教授することとされた。また、看護師試験を受験する人たちは、見習いとして働きながら、講習所や学校に通い、資格取得を目指した。試験合格後は、派出看護婦会や私立病院などに勤務した²³⁾。

(11) 實地看護法 第5版²⁴⁾

①記述内容

第十五 洗拭及び浴法（1）洗拭法

一 病人の身體を清潔にするは、看病婦の缺くべからざる務であります、故に大病人でありましても適當に洗拭致さねばなりません、皮膚は排泄器の一つでありますから、之れを怠る時は衛生を害します。

（1）洗拭法

一 病人の身體を拭きますには始め入用の機械を取揃へ病床の傍に上敷様の物を敷き盥に湯を取り、患者の被衾を其のまゝになし襯衣の膚を脱せ、夜具衣類等の濕らざるために膚附きに上下共大なる西洋手拭（たほる）を敷き、看病婦兩人にて一人は盥の側に座し、堪へらるゝ丈の熱き湯にて手拭を絞り石鹼を塗りて出す、施行者是を受け夜具の下より手を差し入れ、幾度も幾度もよく拭ひ、次に石鹼の附かざる西洋手拭（たほる）にてよく拭ひ、全身皆拭ひ終りたる後襯衣を交換し上敷を換るを良と致します。

一 旧習慣を脱し得ざる家では大病人に對して入浴は勿論、洗拭するも許しませんがよく其理を説き、汚の附かざる様致さねばなりません。

一 又我が國人は他人に膚を見せるを何とも思ひませんが、西洋人なぞは上なき耻と致します故、看護婦は能く注意して膚を現る様、看病するを法といたしません。

②分析

桜井女学校付属看護婦養成所第1期生の看護師による著作であった。皮膚は排泄器のひとつとして位置づけていた。病人の入浴や清拭を家が許さないのは習慣だからと意味づけていた。(6)近世看護学よりもさらに、手順(拭く部位と衣服の交換)が細かく記述されていた。物品は(6)近世看護学と同様に石鹸とタオルが示されているが、さらに、寝具衣類を湿らさないために、上下に大きいタオルを使用することや、二人で実施する方法、耐えられるだけの熱湯が新しく記されていたが、陰部の表記はなかった。しかし、今までの文献で初めて、膚の露出について恥という表現が用いられ、膚を露出しないように看病することが留意事項として記されていた。これは、羞恥心への配慮を示しており、セクシュアリティの看護の記述であると読み取れた。

(12) 近世看護学教科書²⁵⁾

①記述内容

第五章患者身體の清潔

二、局部の清潔 (2) 手指は時々清拭して爪を短く切る。股間は常に清潔に保ち、殊に失禁者は、時々温濕布にて、拭淨することを怠つてはならぬ。

②分析

(11) 近世看護学教科書下巻と記述内容は同じであったが、局部の清潔という章立てがされており、股間という表現で陰部を示していた。

(13) 新看護學²⁶⁾

①記述内容

第三編一般看護法 第五章患者の清潔法

(一) 全身の清潔方法

(1) 特別の禁忌なく、醫師の許可ある者は一日一回静かに入浴させる。

(2) 入浴出来ぬ者は身體を温湯又は希薄な酒精で清拭する。

(中略)

(五) 失禁時の清潔法

汚物を拭ひ去つた後、温湯に濕した布で局所を清拭し、襦袢を當て、衣服が汚染した時は温めた衣服と交換する。

②分析

物品は、温湯又は希薄な酒精と布が記されていた。

陰部という表現はないが、局所という記述により示されていた。また、失禁時の看護においては留意事項として布で清拭し、温めた衣服と交換することが記されていた。

(14) 看護學教科書上巻²⁷⁾

①記述内容

一般看護法 第6章患者身體ノ清潔法 五、失禁者の清潔

失禁シタルトキハ汚物ヲ拭ヒ去リ、更ニ温濕布ニテ拭淨セル後、温メタル衣服ト更衣セシムベシ

②分析

失禁時の看護において留意事項としては布で清拭し、温めた衣服と交換することが記されていたが、陰部の表記はなかった。

VI. 考 察

1. 陰部ケアの方法

看護書では身体の清潔の方法は入浴が薦められていたが、入浴ができない場合においては清拭が選択されることが各書にあった。失禁時における看護法も同様に多くは清拭であったが、洗うという方法が「看護教程(二種)」と「看護教程上巻」に書かれていた。ただし、淋病のような性病罹患患者に対しても同様に洗う²⁸⁾という記述が見られ、感染症のときに洗淨が用いられていたことが考えられる。本研究で分析した「看護教程(二種)」は戦時救護を目的とした看護婦養成がなされた日本赤十字社から出版されていた。また、「看護教程上巻」も軍医が監修していた。日露戦争当時、腸チフスや赤痢による死者が軍から多数出たことから、これらの看護書の尿尿失禁は感染症によるものを想定して書かれ、洗淨して細菌の除去を図ろうとしたのではないかと考えられる。そう考えると、「看護教程上巻」の記述は「看護教程(二種)」とほぼ、同じ内容であるにも関わらず、伝染病患者の快復後の看護の後に尿尿失禁の対応で洗淨が出ていたことに納得がいく。つまり、洗淨という方法は現在のように陰部の清潔保持のために行われているのではなく、感染症の場合の尿尿失禁に対し、用いられたと考えられる。

2. 陰部の表記

身体の清潔に関する文章の中で、陰部という表現が用いられていたのは、1908(明治41)年の「近世看護学」の失禁に関する項に置いてであった。この要因としては2つのことが考えられる。一つは、1875(明治8)年に出版された「造化機論」以降の開花セクソロジーの広がり²⁹⁾によって解剖学用語である「陰部」が一般に用いられるようになった可能性である。もう一つは、「近世看護学」は東京産婆看護婦講習会により出版されており、産婆という職業柄、他の身体臓器と

同様に専門用語で「陰部」と表記する方法が取られたと推測する。

しかし、この後の東京産婆看護婦学校が出した看護書においては、同様の部位を示す言葉は「股間」若しくは「局所」という一般に用いられる用語の表現に取って変わられる。当時、出版警察当局によって定式化された「風俗壊乱（出版法第十九条）」の標準に陰部に関する項目が2項目あったことや、明治期後半以降の思想弾圧が行われていった背景から³⁰⁾、「陰部」という用語の用い方に何らかのデモクラシー的要素や風俗取締りを恐れて表現にも制限がはいったのであろうか、甚だ興味深いところであるが資料が見出せないため、推測の域は出ない。

3. セクシュアリティの看護

看護書は「漢字カタカナ交じりルビなしの文体」、「漢字とひらがなの文体」、「漢字とひらがなで漢字にルビがふられた文体」の大きく3つの文体が用いられていた。

この中で、「漢字カタカナ交じりルビなしの文体」の看護書は、高等女学校以上の高学歴がないと読むのは難しい表記である。明治に創設された看護婦養成所で近代看護教育を受けた看護師は卒業と同時に看護師長として採用されていたことや、当時の派出看護婦は1日1円以上と学士よりも高い給与を得ていたことから³¹⁾、実際に清拭に従事する人を対象として書いたというよりもこれを監督できるために書かれた看護書であった可能性が考えられる。すなわち、実施しない上ではセクシュアリティの問題が生じないためセクシュアリティの看護に関する表現がまったくなかったのではないかと考える。

しかし、時代を経るにしたがって看護書は、漢字とひらがなで記述され、漢字にルビがふられ、読みやすい文体になり、看護婦教育の裾野が広がったことがうかがえる。とともに、看護婦規則が施行され、従来、看護師教育を受けていない看病人が受け持っていたであろう患者の身体の清潔が、看護師の仕事として取り扱われることになったのではないだろうか。そえゆえ、「實地看護法」に見られるように膚の露出に伴う患者の羞恥心に配慮したセクシュアリティの看護が芽吹くことになったと考える。

ただし、近代の看護教育においては、実技の多くが病棟などの現場で直接指導されていたことから³²⁾、留意事項は口伝でなされていたことも推測され、本研究の看護書に記述されていなかったセクシュアリティの看護が近代において実施されていなかったかは定かではない。

Ⅶ. おわりに

近代の看護書における陰部ケアについて概観し、セ

クシュアリティの看護について検討してみた。その結果、陰部ケアは清拭が主に用いられ、洗浄は現在と異なり感染対策として用いられていた可能性が考えられた。また、陰部の表現については一看護書で用いられていたものの、次第に股間など一般に用いられる用語に取って変わられていった。さらに、患者の羞恥心に配慮したセクシュアリティの看護は、現在のテキストの陰部ケアの項目にほとんど必須事項として記述されているが³³⁾、近代においては「實地看護法」に見られるのみで、芽吹く段階であったと考えられた。

引用・参考文献

- 1) 看護基礎教育における技術教育のあり方に関する検討会報告書、厚生労働省医政局看護課長通達、2003。
- 2) 日本看護科学学会第6期・7期看護学術用語検討委員会編、看護行為用語分類、日本看護協会出版会、2005、110。
- 3) 川野雅資、武田敏、看護と性 ヒューマンセクシュアリティの視点から、看護の科学社、1998、29-30。
- 4) Wood, N. *Human Sexuality in Health and Illness*, 稲岡文昭、小玉香津子他訳、ヒューマンセクシュアリティ、臨床看護編、日本看護協会、1993、214-215。
- 5) 看護師研究会編、看護学生のための日本看護史、医学書院、1997、68。
- 6) 前掲5)、86-87。
- 7) 笠原光雄編、日本赤十字社看護人教科書、日本赤十字社、1896、65-66。
- 8) 尾崎雄二編、都留春雄他、白居易角川大字源、角川書店、1992、101。
- 9) 碓居龍太監、新撰看護学全書下巻、第60版、南山堂書店、1942、886。
- 10) 日本看護歴史学会編、日本の看護120年、日本看護協会出版会、2008、196。
- 11) 平尾真知子、日本における看護教育の歴史の変遷、小山真理子編、看護教育の原理と歴史、医学書院、2003、70-71。
- 12) 春野廉平編、看護学全書、共文社、1901、23。
- 13) 足立寛編、増訂日本赤十字社篤志看護婦人会教程、日本赤十字社篤志看護婦人会、1902、140-141。
- 14) 清水耕一編、新撰看護学、1908、79。
- 15) 吉井素雄編、臨牀看護法、1908、22。
- 16) 前掲10)、197。
- 17) 平山成之助編、兒玉林平、近世看護学、東京産婆看護婦講習会出版部、1908、41-42。
- 18) 日本赤十字社編、看護教程（二種）、1910、311。
- 19) 下平文柳、看護学、第6版、吐鳳堂書店、1914、57-58。
- 20) 森林太郎編、看護教程上巻、1915、135。
- 21) 田中武助、近世看護学教科書下巻、東京産婆看護婦学校、1925、18-19。
- 22) 前掲11)、74-76。
- 23) 前掲11)、74。
- 24) 大關和、實地看護法、第5版、新友館、1926、45-46。
- 25) 田中武助、近世看護学教科書、第7版、1942、東京産婆看護婦学校、359。
- 26) 木村仁、新看護学、1943、125。
- 27) 井口乗海、看護学教科書上巻、第116版、1947、文光堂書店、14。
- 28) 今井良平、井上善吉他、新撰看護学全書下巻、第60版、南

- 山堂書店, 1942, 543.
- 29) 赤川学, セクシュアリティの歴史社会学, 勁草書房, 1999, 81-82.
- 30) 奥平康弘, 表現の自由 I, 有斐閣, 1983, 194-207.
- 31) 西里子, 学士より多くの給料を得る婦人職業, 女子の新職業, 近代日本青年期教育叢書・第VI期 第1巻, 日本図書センター, 1993, 39-41.
- 32) 平尾真智子, 資料にみる日本看護教育史, 看護の科学社, 2008.
- 33) 水野昌子, 福田博美, 看護基礎教育における性に関する学習 セクシュアリティの視点からテキストの記述(陰部洗浄)を分析する, 愛知教育大学研究報告, 58(教育科学編), 2009, 43-49.

(2009年9月17日受理)